

# 令和7年度佐野地区森林整備境界明確化業務委託 仕様書

## 1. 業務名

令和7年度佐野地区森林整備境界明確化業務委託

## 2. 目的

本市では、林業の採算性の低下や世代交代等により、森林への関心が薄れ、境界の不明確な森林が増え、それに伴い手入れ不足となっているスギやヒノキの人工林が増加しているのが現状である。

本業務は、森林整備を円滑に進めていくため、既存データや受託者が持つ技術を活用し、対象範囲における土地の境界案を作成し、土地所有者に対し同意取得を行うことで、土地の境界を明確にすることを目的とする。

## 3. 委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月19日（木）まで

## 4. 対象範囲

本業務の対象範囲は下記のとおりとする。

対象範囲	別紙のとおり(対象森林)
対象地番	別紙のとおり(地番一覧表)
対象筆数	約 120 筆
対象面積	約 18ha
対象土地所有者数	約 40 名

## 5. 業務内容

本業務の内容は、下記のとおりとする。ただし、業務内容の工程の順序については問わないものとする。なお、下記に定めのない事項で業務の質を向上させるために受注者が追加する業務については、下記業務内容が網羅されている場合に限り自由提案とし、発注者と協議のうえ、決定し実施すること。

### (1) 業務計画等の作成

業務着手前に本業務全体の目的及び今後の森林整備も含めた内容を把握するとともに、業務工程表、工程毎の業務方法及び内容、業務実施体制、安全管理等についてとりまとめた業務計画書を提出して承認を受けるものとする。また、その内容を変更する場合も同様とする。

### (2) 資料収集整理・電子化

発注者が提供する貸与資料又は受注者が業務を実施する上で必要な資料を適宜収集するとともに、本業務で効率よく活用できるように整理するものとする。収集した各種データについては、電子化および形式の変換等を行うものとする。

(3) 公図仮配置図作成

地形図や航空写真等を背景図として公図データの仮配置を行い、筆ごとに地番、所有者名、地積、地目等が分かるように整理するものとする。

(4) データを活用した境界案の作成

前項で作成した公図の仮配置図をもとに、リモートセンシングデータ等を参考に、筆ごとの境界の推定および配置を行い、土地の境界案を作成するものとする。境界案の作成にあたっては、境界の根拠(林相・地形・地物等)を明示するものとする。

(5) 森林所有者への説明会実施・現地情報収集

業務対象範囲における森林所有者への説明会を下記の内容に留意し、実施するものとする。

①発注者が把握している土地所有者情報やその他土地所有者情報を用いて、説明会前に土地所有者に対し案内を通知すること。

②説明会にあたっては、森林所有者に対して、本業務の目的および内容等の説明およびヒアリングを行い、現地精通者がいれば、現地情報の収集を行うこと。なお、説明会に必要な資料等については、受注者にて作成を行うこと。

③説明会は、同内容のものを最低2回以上実施し、多数の土地所有者が参加できる日時、場所を設定すること。

④説明会欠席者への対応等については、別途協議により定めるものとする。

(6) 現地調査・現地情報による境界案の修正

リモートセンシングデータまたはヒアリング等の情報をもとに現地を確認し、境界木や杭などの現地情報を整理するものとする。なお、森林所有者へのヒアリング及び現地確認の結果、境界の修正指示があった箇所については境界案の修正を行うものとする。

(7) 森林所有者への同意取得

業務対象範囲における森林所有者に対して、境界案を明示し、それらに同意等の意思を確認するものとし、同意に際し、その旨の署名・捺印した同意書を受領するものとする。

森林所有者に対する説明は、境界の根拠等が視覚的に分かりやすいものになるように工夫すること。なお、当初境界案について同意が得られなかったが、所有者本人の意向で再度現地確認等を行い、境界案を修正することで同意が得られる場合については、発注者と協議のうえ、補備調査を実施するものとする。補備調査については本業務の設計に含まないものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。

(8) 明示物設置・座標管理

双方同意が得られた境界線においては、変曲点ごとに杭等の明示物を設置するとともに、

座標情報として管理し、将来的に復元可能なデータとして整理を行う。同一所有者が互いに隣接する複数地番の土地を有している場合、それら土地の筆界については明示物設置を省略できるものとする。その他明示物設置の省略ができるもの事象については、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

(9) 最終境界図の作成・森林所有者への通知

同意取得結果をとりまとめ、最終的な境界図を作成する。森林の境界線については、同意・不同意の状況が分かるように表現するとともに、筆ごとの地番、所有者名が分かるようにするものとする。同意が得られた森林所有者に対しては、隣接土地所有者の個人情報取り扱いに注意し、最終境界図等を提供するものとする。なお、提供資料には、「この最終境界図は森林整備を行うための資料であり、登記に直接影響を与えるものではなく、土地境界について法的な確定を行うものではない。」という旨を明記するものとする。

(10) 報告書等成果品作成・納品

本業務の実施内容を整理した業務報告書を作成し、関連資料、電子データ等を含む成果品を取りまとめるとともに、本業務の成果品として作成した GIS データについては、発注者が容易に閲覧できるように発注者が指示する端末にセットアップを行うものとし、そのソフトは無償提供できるソフトとする。

## 6. 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、業務の進捗に応じて行うものとする。打合せ回数は3回を基本とするが、発注者の要請及び業務遂行上必要と思われる場合は適宜実施するものとする。初回協議では、業務計画書の確認、終回では納品前の事前確認を行うものとする。

## 7. 準拠する法令等

本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等を参考または準拠して実施するものとする。

- (1) 森林法
- (2) 森林法施行規則
- (3) 森林経営管理法
- (4) 森林経営管理制度に係る事務の手引き
- (5) 航空法を用いた地籍調査の手引き
- (6) リモートセンシング技術を用いた山村部の地積調査マニュアル
- (7) リモートセンシングデータを活用した基本調査における集会所等での説明会実施の手引き
- (8) 個人情報の保護に関する法律

(9) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(10) 大分市個人情報の保護に関する法律施行条例

(11) その他関係法令、規則、通達等

## 8. 資料の貸与

本業務を遂行するにあたり、発注者は受注者に次に掲げる資料を貸与するものとする。貸与資料の個人情報の取り扱いについては十分に注意し、破損のないように慎重に取り扱わなければならない。また、貸与資料については、発注者の許可なく複製してはならず、本業務以外での利用を禁止し、本業務完了後は速やかに発注者に貸与資料を返却するものとする。

(1) 令和5年度補正 大分県航空レーザ測量及び森林資源解析業務委託成果品データ

(2) その他業務に必要と思われるもの

## 9. 提案金額の上限等

提案金額（本市との契約額）の上限は15,323千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

## 10. 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事柄を、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

## 11. 関係官公署への手続き等

受注者は、本業務実施のために関係官公署への手続き等が必要な場合は、発注者と協議のうえ、その指示を受けて迅速に処理を行うものとする。また、関係官公署等に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議を行い、その指示に従うものとする。

## 12. 損害賠償及び瑕疵担保

受注者は、業務完了後といえども、受注者の過失又は疎漏等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに成果品の訂正・補足をしなければならない。なお、これに要する経費は、受注者が負担することとする。

## 13. 第三者への委託

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を行ううえで必要と思われる業務については、発注者と協議のうえ業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

#### 14. 疑義

本業務を遂行するにあたって、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

#### 15. 成果品

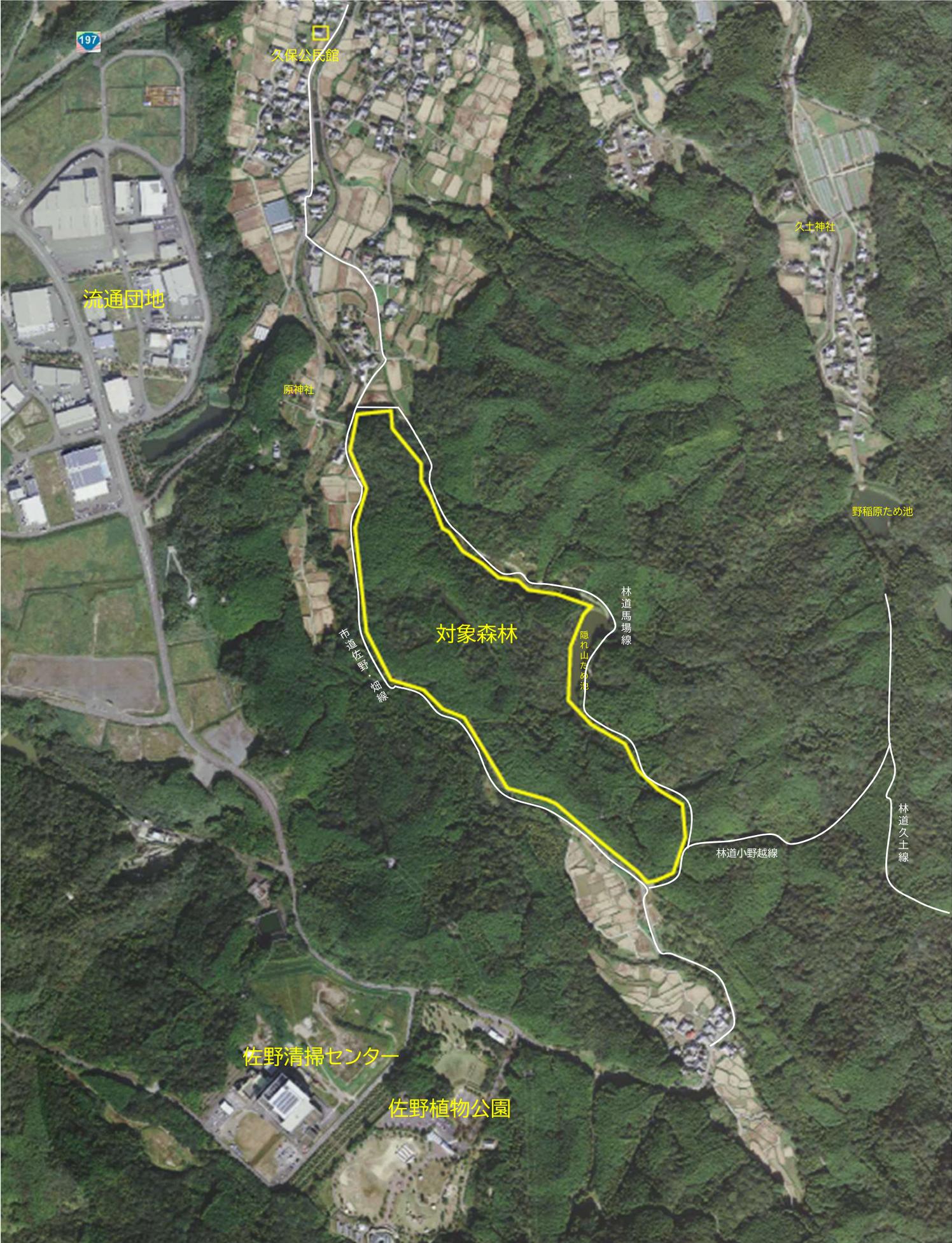
本業務の成果品は下記の通りとし、納品場所は大分市林業水産課とする。成果品の帰属は全て発注者とする。また、受注者は、発注者の承認を得ずに成果品及び本業務の履行過程で得られたデータ等について利用してはならない。

- (1) 業務計画書
- (2) 境界明確化対象者リスト
- (3) 説明会資料
- (4) 所有者提示資料
- (5) 同意書及び委任状（原本）
- (6) 境界同意取得状況図
- (7) 最終境界案
- (8) 境界根拠となった各種データ
- (9) 業務報告書
- (10) その他発注者が求めるもの

#### 16. その他特記事項

- (1) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、発注者との緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて発注者の指示により報告を行うものとし、協議を行った際は協議簿を作成し提出すること
- (2) 本仕様書に示す内容は主要事項であり、明記していない事項についても、当然備えるべき事項については、要求内容に含まれるものとして提案書を作成することとする。
- (3) 契約期間中に受注者の責に帰すべき理由により発生した事故や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、発生原因、経過、損害の内容を速やかに発注者に報告しなければならない。
- (4) その他必要事項については、発注者、受注者で協議をするものとする。

対象森林



## 地番一覽表

## 大分市大字佐野

	地番
1	1840-1
2	1841
3	1842-1
4	1844-1
5	1845
6	1846-1
7	1847-1
8	1848-1
9	1849-1
10	1851-1
11	1852
12	1853
13	1854
14	1855
15	1856-1
16	1858-1
17	1858-2
18	1859-1
19	1860-1
20	1861-1
21	1861-2
22	1862
23	1863
24	1864
25	1865
26	1866
27	1867
28	1869-1
29	1870
30	1871
31	1872
32	1874-1
33	1875-1
34	1876-1
35	1878-1
36	1879-1
37	1884
38	1885
39	1886
40	1887
41	1888
42	1891
43	1893
44	1895
45	1896
46	1923-1
47	1924-1
48	1924-2
49	1926-1
50	1926-2

	地番
51	1926-3
52	1929-1
53	1929-3
54	1930
55	1931
56	1932
57	1933
58	1934-1
59	1934-2
60	1934-8
61	1935-1
62	1936-1
63	1936-3
64	1939-1
65	1940-1
66	1941
67	1942
68	1943
69	1944-1
70	1948-1
71	1949
72	1950-1
73	1952-1
74	1952-3
75	1953-1
76	1953-2
77	1957-2
78	1958-1
79	1959-1
80	1960-1
81	1961-1
82	1962-1
83	1963-1
84	1964-1
85	1964-2
86	1965
87	1966
88	1967
89	1968
90	1969
91	1970
92	1971
93	1972
94	1973-1
95	1973-2
96	1974-1
97	1974-2
98	1975
99	1976-1
100	1976-2

	地番
101	1977-1
102	1977-2
103	1978
104	1979
105	1980-1
106	1980-2
107	1981
108	1982-1
109	1982-2
110	1983-1
111	1983-2
112	1984
113	1990-1
114	1991
115	1992
116	1993-1
117	1994
118	1995
119	1996-1
120	1997-1